

P F I 導入検討会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、千葉市P F I 導入指針（以下「導入指針」という。）に基づきP F I の導入を検討するため、P F I 導入検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、導入指針に基づき所管部局において検討、抽出された事業について、P F I 導入の適性について検討し、P F I 検討委員会への付議の適否を判断するとともに、その他事業推進に当たり必要となる事項について協議・調整する。

2 導入指針に基づき所管部局において検討、抽出された事業であっても、次の各号のいずれかに該当する事業については、検討会に付議しないことができる。

- (1) 導入指針に定める「優先的検討の対象とする事業」から明らかに除外されると判断される事業
- (2) 簡易な定量評価又はP F I 導入可能性調査の結果から、明らかにP F I の導入が適さないと判断される事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、所管部局が総合政策局と協議した結果、検討会への付議が必要ないと認められた事業

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 検討会に座長を置き、総合政策局総合政策部政策企画課長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 検討会の会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(書面開催)

第5条 座長は、緊急の必要があり検討会の会議を招集する時間的余裕がない場合、又は会議を招集する必要がないと認める案件を審議するときその他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、または説明させることができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局を総合政策局総合政策部政策企画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

政策企画課長
政策法務課長
業務改革推進課行政改革担当課長
財政課長
資産経営課長
契約課長
建築管理課長
事業所管課長